

第 3 5 号議案

品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 1 8 日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例（平成 1 3 年品川区条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 中「2, 5 0 0 円」を「2, 3 0 0 円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の区営自転車等駐車場の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説明）自転車を利用する場合における区営自転車等駐車場の定期利用に係る使用料の上限額を改める必要がある。